

平成15年8月

建築確認申請をされる皆様

土浦市都市整備部建築指導課

改正建築基準法（シックハウス対策）に係る確認申請等の取扱いについて

平成15年7月1日から、シックハウス対策に係る改正建築基準法が施行されますが、建築確認申請等に当たっては、以下のとおり取扱いますのでご案内いたします。

1. 確認申請書の取扱い

- 1) 6月23日以前に提出された申請書は、次のとおり取扱います
工事着手予定日欄へ7月1日以降の日付が記載されているものについては、シックハウス対策に対応した改正基準法（以下、「改正法」という）に基づき審査を行います。
申請書の訂正等に伴って確認済証の交付が7月1日以降となるものについては、改正法に適合する必要があります。
- 2) 6月24日以降に提出された申請書は、次のとおり取扱います。
改正法に基づいて審査を行います。
申請内容により6月30日以前に工事着手することが确实であって、6月30日以前に確認済証の交付が可能な場合には、改正法に適合する必要はありません。

2. 確認申請書の審査方法

- 1) 今般の改正法は、確認の特例（建築基準法施行令第13条の2）に該当しておりません。
- 2) 「居室の内装の仕上げに用いる建築材料」の審査に当たっては、次のとおりです。
「**使用建築材料表**」（建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号（に）の添付の有無について確認します。 **記入例**）
「使用建築材料表」については、原則として別添記載例により、換気計画上一体的になっている部分（以下「換気計画部分」という。）毎に作成して下さい。
審査は「使用建築材料表」の記載内容のみで行いますので、建築材料の名称やJIS、JASの等級などを個別に記入する必要はありません。
設計図書に換気計画部分毎の、ホルムアルデヒド発散建築材料の種別、面積、（内訳寸法）係数（換気回数）、使用面積の合計が記載されている場合は、「使用建築材料表」を用いないことができます。
規制対象外材料（F ）のみを使用する場合は、「使用建築材料表」又は設計図書にその旨を明記するものとし、建築材料の使用面積計算並びに使用面積制限計算（以下「使用面積計算等」という。）は不要とします。
換気ガラリ、アンダーカット等で居室と一体となる廊下、階段、玄関等も規制の対象となりますが、別途建具表等の提出は必要ありません。ただし、造り付け家具等で「使用建築材料表」のみでは面積の確認が困難な場合は、展開図等の提出を求めることがあります。
壁紙、カーペット等の透過性のある建築材料によって内装仕上げする場合には、表面材から下地までを内装仕上げとして扱います。

(例えば、壁紙を2重貼りのボードに施工した場合は、表面から壁紙、接着剤、(シーラー)、パテ、ボードまで含めて、ホルムアルデヒド発散建築等級は最も下位のものとなり、面積算定については仕上部分の見付面積が使用面積となります。ボードの裏の接着剤及び下張りボードは天井裏等に該当します。)

規制対象外建築材料をホルムアルデヒド発散建築材料とともに2次加工した場合は、ホルムアルデヒド発散建築材料として取扱うこととし、この場合のホルムアルデヒド発散等級は、原料となるホルムアルデヒド発散建築材料のホルムアルデヒド発散等級によるものとします。

3)「換気設備」の審査にあたっては、次のとおりです。 **記入例**

申請書第四面【8. 建築設備の種類】欄に「換気設備」と表示して下さい。

【8. 建築設備の種類】の別紙として、居室毎の換気設備の換気回数、換気種別等を表したものを添付するものとし、原則として別添記載例によります(天井裏等に換気設備を設ける場合も同様)。

原則として、換気設備に係る設備図面等の添付は不要ですので、各階平面図等に換気計画部分及び換気経路を明示して下さい。**記入例(資料BLより)**(ただし、設計内容に疑義がある場合には、必要に応じて報告を求めることがあります。)

居室と廊下等との間の建具と換気計画上の取扱いは次のとおりです。

- ・ 開き戸は、原則として換気経路を遮断するものであるが、通気措置がされている場合は、換気計画上一体として扱います。

(通気措置とは、面積が100～150cm²程度以上の換気ガラリ又は空気が1cm程度以上のアンダーカット等をいう。)

- ・ 折れ戸又は引き戸、ふすま及び障子等は、その換気計画の意図によって、換気計画上一体又は分離のどちらでも扱えるものとします。
- ・ 上記に関わらず法28条第4項(採光規定)において2室を1室とみなしている場合は、換気計画上一体として扱います。

居室と収納スペース等との間の建具と換気計画上の取扱いは次のとおりとします。

- ・ 換気計画上一体とする場合は居室扱いとし、一体としない場合は天井裏等の扱いとします。

必要換気量計算は、居室毎の床面積、天井高、容積、換気種別、給気機による給気量及び排気機による排気量等を明確にし、換気計画部分毎に算出して下さい。天井の高さの算定においては、換気計画部分毎の容積を当該床面積で除したものを平均天井高さとして扱います。なお、天井高さの算定における室容積及び床面積(以下「室容積等」という。)に含む部分又は室容積等に含まない部分の取扱いは、次のとおりとします。

- ・ 室容積等を含む部分(人の立ち入る部分)
廊下、玄関、階段、納戸、ウォークインクローゼット、便所、浴室、洗面所及び小屋裏物置等
- ・ 室容積等に含まない部分(人の立ち入らない部分)
天井裏、床下、押入れ、クローゼット及び造り付け家具の内部等

ダクトを使用する場合には、次のとおりとします。

- ・ 各階平面図等に、屋内端末、ダクト(口径、曲がり、長さ、分岐及び材質)、送風機及び屋外端末機等を記載して下さい。
- ・ 必要風量が確保できる圧力損失が考慮されている有効換気量の計算をして下さい。なお、硬質ダクト、アルミ製フレキシブルダクト及び塩化ビニル製フレキシブルダクト以外のダクトを使用する場合は、圧力損失係数、曲がり係数及び摩擦係数の値の根拠を示す資料を添付して下さい。

壁付換気扇、ユニットバス換気扇及び屋外端末まで1m程度のダクト(圧力損失

が軽微で定量値以下と判断できるもの)を使用する天井換気扇等で、メーカーカタログによる記載又はP-Q線図(静圧・風量特性曲線)によって有効換気量を確認できるものは、有効換気量の計算を省略できるものとします。

台所に設けられる同時給排気(火気使用換気設備)の換気設備は、局所換気を目的としているため、全般換気に用いることは不適當ですが、局所換気をおこなう際は、強運転で同時給排気をおこない、全般換気の際には、弱運転により、火気使用換気設備の給気口を止めて、排気のみとすることが可能であれば、全般換気に使用できるものとします。

4)「天井裏の制限」の審査にあたっては、次のとおりです。 **記入例**

【8. 建築設備の種類】の別紙に、居室毎の天井裏等の措置を表したものを添付するものとし、原則として別添記載例によります。

上記別紙には

- ・ 居室と当該居室に係る天井裏等を区画する連続した気密層及び通気止めの有無を記入して下さい。
- ・ 下地材、断熱材その他これらに類する面材に用いる建築材料の種類を明示して下さい。

それぞれの天井裏等の種類における対応は、次のとおりです。

- ・ 天井裏・床下等
建築材料、気密層又は通気止め及び換気設備のいずれでも対応可能。
- ・ 押入れ・クローゼット等
建築材料又は換気設備の対応が可能です。
- ・ 造り付け家具の内部
F 以上の建築材料により対応して下さい。

5) その他

共同住宅について

同一の間取り及び使用の住戸については、住戸形式ごと(反転タイプを含む)の使用建築材料表、必要換気量計算、平面図等及び天井裏等の措置等の図書を添付して下さい。

3. 計画変更確認の取扱い

1) 改正法に適合するものとして確認を受けた場合の取扱いは、次のとおりです。

ホルムアルデヒドの発散量が同等又はより少ない建築材料に変更する場合には、計画変更確認は要しません(軽微な変更該当)。

<例>第2種ホルムアルデヒド発散建築材料を同種の他の材料又は第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に変更

原則として、 以外の変更(建築材料、換気設備等)は、計画変更確認が必要となります。ただし、変更の内容が法規制の安全側となる場合には、軽微な変更として取扱います。

2) 改正法の審査を受けていない確認の場合の取扱いは、次のとおりです。

建築物内部の工事(特に内装仕上げ工事及び設備工事)に未着手の時点で計画変更確認申請があった場合には、改正法に適合する必要があります。

上記以外の確認(建築基準法第3条第2項適用)をする場合には、申請書第三面【19.備考】欄に、例えば「内装仕上げ工事中」等と記入して下さい。

平成15年6月30日以前に建築確認を受けた建築物で、工事着手が7月1日以降になるものについては、内装工事着手前までに計画変更確認済証の交付を受けて下さい(シックハウス対策審査済みのものは除く)。

3) その他

床面積の増加を伴う計画変更確認については、原則として、当該床面積の増加に係る部分を含む換気計画部分（換気計画上一体的になっている部分）に対してシックハウス対策の法令を適用します。

一団の敷地内で新たな棟を建築する場合の建築確認又は計画確認変更においては、棟単位でシックハウス対策の法令を適用します。

建築材料及び換気設備の計画変更確認に係る手数料の算定対象面積は、当該変更に係る換気計画部分の床面積の合計となります。

天井裏等の計画変更確認に係る手数料の算定対象面積は、当該変更に係る部分の水平投影面積となります。

上記以外の質問については当建築指導課まで問い合わせ願います。

4. 増改築に係る取扱い

- 1) 増改築に伴い、同一棟となる建築物の既存の部分についても審査の対象となります。
- 2) 増改築時における既存部分への遡及適用については、既存部分の建築物が使用開始後5年以上経過していることについての確認が可能であって増改築部分と既存部分とが既存の壁・建具等で区画されていれば、原則として改正法の適用がありません。

法的には換気設備の設置が必要と解釈されますが、建築材料が経過年数により適用除外となっていること及び建築材料と同じ経過年数を経た建築部分においては現にシックハウス対策が施されているか、又は、シックハウスの原因になる化学物質が健康を害する程度に発生していないと推定されることから、既存部分と増築部分とが壁及び建具等でシックハウス対策上有効に区画され支障がないと判断される場合には、既存部分への換気設備の設置を義務化せず建築主の判断に委ねることとしました。

5. 完了審査申請書の取扱い

- 1) 改正法に適合するものとして確認（計画変更確認を含む。以下この項において同じ）を受けた場合の取扱いは、次のとおりです。

居室の内装の仕上げに用いる建築材料について、申請書第四面「工事監理の状況」の表中の「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積」欄へ工事監理の内容が具体的かつ詳細に記載されていることを確認します。

換気設備及び天井裏等の制限について、申請書第四面「工事監理の状況」の表中の「建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む）」欄へ工事監理の内容が具体的かつ詳細に記載されていることを確認します。

壁、床及び天井その他の内装仕上げの主要な部分毎に撮影した工事終了時の写真が添付されていることを確認します。確認申請図書のみでは照合できない部分については、法12条3項の規定に基づき、使用建築材料の納品書またはMSDS（化学物質等安全データシート）等の提出を求めるものとします。換気設備の種類及びダクトの配置等が確認できない場合においては、メーカーカタログ及び写真又は換気量を測定した結果を求めるものとします。

- 2) 改正法の審査を受けていない確認の場合の取扱いは従来どおりとしますが、工事着手年月日が平成15年6月30日以前と記載されていることを確認します。